

令和6年度
宝塚市若手起業家等支援補助金
説明書

※予算上限に達し次第受付を終了します。

令和6年(2024年)4月
宝塚市 商工勤労課

～この補助制度創設の経緯～

宝塚市では、従前から起業を志す方が起業しやすい環境を創るため、市内において、起業を支援するコワーキングスペース等を認定する「起業家等支援施設認定制度」の実施や、起業時に融資を受け、返済していくときに係る利子分を補助する「起業融資利用者利子補給金」、宝塚商工会議所と連携し創業支援事業を実施するなど、様々な起業施策を推し進めてきました。その結果、毎年、何十名もの方が起業され市内で活躍されています。

しかしながら、40代以下の方の起業については決して活発とは言えない状況が続いています。これは、資力の問題もありますが、その他に、起業に興味があっても、またアイデアが浮かんでも本当に具現化できるだろうか、ちゃんと売上・利益をあげられるだろうか、どんな生活サイクルになるのか、など先の見えない将来に対する不安が大きいのではないかと考えています。「1回しかない人生、挑戦しよう!」とか言われても、何も具体化しないですよね。相談するのにも通常は費用がかかります。

そこで、本市では、そういった不安や、こんなアイデアを考えてみたけど事業化できるのか、もう起業一歩手前まで来ているが本当にこのスキームで大丈夫なのかという疑問などを少しでも解消することで、後押しができないかと考え、上に記載した起業家等支援施設などで起業に関する相談などをする方にその相談に係る費用を補助する制度「若手起業家支援補助金」を創設しました。制度の詳細は次ページ以降に記載しますので、ぜひご一読いただき、本制度をご活用いただきますようお願いいたします。我々の

理想は、この制度を活用いただき起業していただくことですが、相談してみて、一旦立ち

止まり延期する、または起業を諦めることになった人も対象外とするものではありません。

ん。まずは、下記施設へ気軽にお問い合わせしてみてください。

①宝塚商工会議所

②宝塚市起業家等認定支援施設一覧

認定支援施設	連絡先・日時	施設の URL	①起業支援において提供可能なサービス ②施設の特徴
まちかど農園 POSTo	0797-74-0234 10時～16時 (土・日・祝日除く)	https://machikadop.net/	①コンサルティング・ビジネス住所登記 ②飲食・小売など起業・開業に関するアドバイスをバックアップします。また、コワーキングスペースは24時間利用可能です。
BASE 宝塚	0797-24-9030 10時～18時 (土・日・祝日除く)	https://base-takarazuka.com/	①コンサルティング・ビジネス住所利用 ②Web制作会社が運営するコワーキングスペースです。どんなことでもお気軽にご相談ください。
Book café DOOR 宝塚店	0798-77-5078 11時～18時 (火・水除く)	https://bookcafedor.com/	①コンサルティング ②アイデアを出しあい事業を生み出すプラットフォームのようなカフェです。起業を目指す若いスタッフが多く働いています。一緒に起業を目指しましょう。
サードプレイス 宝塚	メール (info@takaraz.info) または、HP 問い合わせフォームより	https://takaraz.info/	①コンサルティング・ビジネス住所登記 ②アットホームなコワーキングスペースです。起業に関わるセミナーの開催や、LINEグループによる情報提供や、コミュニティ形成も支援しています。

補助対象者

以下、すべての項目に該当する人が対象です。

- (1) 令和7年3月31日時点で、49歳以下の人
- (2) 起業を志している方、又は既に市内で起業（法人登記または開業届を提出）されており、申請日時点で起業から3年以内の人
- (3) 起業家等認定支援施設運営事業者、もしくは起業家等認定支援施設運営事業者又は宝塚商工会議所より紹介のあった事業者（以下、支援事業者等）に起業、事業承継、経営等に関するコンサルティング等を受けた人
- (4) 市税の滞納がない人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける業種を営んでいない人
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない人

補助対象経費

- ・起業に関して、また、創業後発生した課題解決に向け支援事業者等へ支払ったコンサルティングなどの費用 【手数料】【委託料】

・起業家等支援施設が実施する起業に関するセミナー等への参加費用

【研修費】

※飲食代金・公租公課は対象外です。

※消費税相当額を除きます。

補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費×1/2（千円未満切り捨て）

補助上限額：1人あたり最大5万円

手続きフロー

①【申請者から市へ】 交付申請書提出



②【市から申請者へ】 交付決定通知書



③【申請者から市へ】 交付請求書



④【市から申請者へ】 補助金支払

手続きフロー① 交付申請書

(1) 提出方法

宝塚市 商工勤労課まで直接ご来庁いただきご提出ください。(郵便不可)

補助対象は令和7年2月28日までに受けた相談等に対し、同日までに支払った経費です。

予算に限りがあり、先着順です。申請順に、交付申請額を合計し予算額を超えた時点で申請受付を中止します。また、超えた時点の申請者の方については、申請額から減額し交付決定いたします。1人あたりの補助上限までは何回もご申請いただけます。

(2) 提出書類

ア 全申請者共通

市が定める若手起業家等支援補助金交付申請書及びその添付書類、生年月日が確認できる身分証明書等の写し

イ パターン1、パターン2のどれにあてはまるか確認し、提出してください。どれにもあてはまらない場合は、ご連絡ください。

(パターン1) コンサルティング等について期間を定めて契約を締結する場合

支援事業者等と交わした契約書の写し、補助対象経費を支払ったことの証明となる領収書(交付申請時は先払いの方のみ提出 ※1 ※2)、ア 全申請者共通に掲げる資料 ※3

※1 契約期間が、令和7年2月28日を超える場合は、補助申請額を契約金額から按分する必要がありますので、ご相談ください。

※2 交付申請時より後に補助対象経費を支払う場合は、手続きフロー③交付請求書提出時に領収書を添付してください。

※3（様式第1-②）相談内容等記載書については、支援を受けた後、手続きフロー③交付請求書提出時に添付してください。

（パターン2）契約を締結せず相談等の都度、経費を支払う場合

補助対象経費を支払ったことの証明となる領収書、ア 全申請者共通に掲げる資料

手続きフロー③ 交付請求書

上記の交付申請後、審査し補助金を交付することが妥当な場合は、交付決定通知書を郵送で交付します。同封している補助金交付請求書に必要事項を記入、必要書類を添付し宝塚市 商工勤労課へご提出（郵送可）ください。

スケジュール

（1）交付申請開始 令和6年4月1日～

※令和6年4月1日以降に受けた相談等が補助対象です。

（2）交付申請・交付請求期限 令和7年2月28日

※この日までに支払われた補助対象経費が対象です。

※令和7年3月中に受けた相談等は対象外で、2月以前に受けた相談でも支

払いが3月以降になった場合、申請できません。

お問い合わせ先

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課 TEL:0797-77-2011

注意事項

- ・本説明書及び宝塚市若手起業家等支援補助金交付要綱を理解し、記載事項について留意してください。
- ・定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- ・申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したときは交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- ・補助事業が終了後、事業の効果測定に資するためのアンケート調査やヒアリングを実施しますので、その際にご対応願います。